

## 保護課の担当者「コピーは見せられない」翌日、係長が「謝罪」

生活保護を利用している A さんの息子さんは、精神障害 2 級の手帳を持っていて、これまで生活保護の「障害者加算」が支給されていました。

しかし、保護課から障害年金の手続きをするように言われ手続きをした結果、障害年金を受け取れないとの「不支給決定通知書」が届きました。

年金不支給になると、厚労省の通知で「障害加算」が支給されなくなります。

しかし、そんなことを利用者の多くは知りませんが保護課の説明は乱暴でした。A さんが、知り合いに相談したところ年金事務所への再審査請求をすすめられました。

再審査請求には「不支給決定通知書」が必要でしたが通知書を紛失したので、保護課に行き「通知書のコピーを下さい」と言うと、担当職員から「コピーは見せられない」と言われました。

「どうして」と尋ねたら、「法律で見せられないと決まっている」と言われました。しかも、生活保護利用者を見下げたような態度でした。

翌日、係長から「コピーを取りに来てください。（職員への）私たちの教育が悪かった」と謝罪しました。A さんは、なぜ担当者は「ウソを言ったの」と怒りました。

## えっふん 「ジェンダー平等」は、「日本経済を再生する」

これまでは、「性別で差別することは間違っている」程度にしか、受け止めていませんでしたが、ジャーナリストで和光大学名誉教授の竹信三恵子さんの「日本共産党の経済再生プラン」の記事を読んで、なるほどと“腑に落ち”ました。

竹信さんは、「労働法制の規制緩和による非正規労働者の増大と貧困の広がりが、日本社会の閉塞感の根幹」にある。

だから「最低賃金引き上げや非正規労働者の待遇改善、大企業の内部留保への課税や資産課税の強化、所得再分配などによる格差縮小をきちんと柱に据え、“経済再生プラン”は、その中にジェンダー平等を位置づけたことは評価できる」と述べ、そのうえで、

①非正規労働者の 7 割が女性です。「非正規ワーカー待遇改善法」は非正規の問題を争点化させるためにも、ジェンダー平等のためにも重要です。

②労働力の半分近くを占める女性の賃金が正当に上がらない社会では、労働者全体の取り分が減り、消費も増えません。ここを放置しては日本の経済は回復しないのです。

③岸田政権が進める大軍拡は、こうした生活破壊に拍車をかける。“財布は一つ、軍事予算が増えればケアは圧迫される、介護や保育が整備されなければ人は働くこともできない”という事実を認識してもらいたい。と述べています。

そして、「日本は、女性に家庭で育児や介護を担わせることで社会保障費を抑制してきました。

男性が長時間労働を強いられてきたのは、そうした女性を養うべきだとされたから。

そこに、女性は「夫がいるから安くても構わない存在」とする差別意識が生まれ、低賃金が合理化されてきました。」と締めくくっています。「ふん」



## 「10年以上」払った年金、取り戻そう

以前は、25 年間も年金保険料をかけないと、年金受給資格がありませんでしたが、2017 年 8 月から 10 年に短縮されました。

該当者は手続きをすれば、17 年 9 月分から遡って年金が支給されます。

年金保険料の納付・免除期間が 10 年に満たなくても、「カラ期間」（保険料の納付・免除期間以外で受給資格期間の合算対象となる期間）を加えて 10 年を越えれば、年金を受給できる可能性があります。

### 年金の受給資格を満たすための“チェックポイント”

#### ■「カラ期間」（合算対象期間）を探す

国民年金に任意加入していなかったが受給資格に含まれる期間は、生活保護利用期間、サラリーマンの配偶者、学生・海外在住だった期間など。それぞれ対象となる年齢や期間は様々なので、よく相談を。

#### ■自分の年金記録を確認する

「宙に浮いた」5000 万件の年金記録のうち 2000 万件は宙に浮いたまま持ち主を確認できていない。

#### ■国民年金に任意加入する

60 歳～65 歳未満の人は国民年金に加入して保険料を納めることで、受給資格を満たす可能性あり。65 歳～70 歳未満の人は、受給資格を満たすまで加入できる。

### ご支援、ありがとうございます

小倉生健会に、大手町と熊谷と徳吉の方から募金を、西鉄 0B の方からお米をいただきました。

ありがとうございます  
ございます。



### 今月の言い換え

- 社会保障の削減→歳出改革
- 原発汚染水→原発処理水
- 軍隊→自衛隊 ○軍事費→防衛費
- 武器→防衛装備品 ○戦車→特車
- 生活保障→生活保護 ○改悪→改正・改定 ○専制主義→共産主義
- ガザ市民虐殺→自衛
- 原発推進法→GX などなど

### 住民税非課税世帯とは

コロナや物価高対策などでの給付金で条件になっている「住民税非課税」が分かりにくいし、計算も複雑です。

住民税は各自治体で決められ、北九州市の目安は下表のとおりです。ネットなどには北九州市よりも高額な東京の金額が掲載されている場合が多いので気を付けて下さい。それにしても、非課税の基準金額が低すぎますね。

詳しい計算を希望される方は次を検索して下さい。「個人市民税の試算と申告書の作成（外部リンク）」

#### 北九州市 住民税非課税世帯(目安)とは

家族構成(例)	各世帯の 年収 合計
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円以下
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円以下

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために





地裁前で「勝訴」を歓迎する原告や支援者ら＝2日、広島市

国が2013年から行った生活保護費の引き下げは違憲・違法として、広島県内に住む生活保護利用者63人（現52人）が国や自治体に処分取り消しを求めた訴訟の判決が2日、広島地裁でありました。大浜寿美裁判長は、生活扶助の支給額を減額する保護変更決定は違法であるとして、51人の処分を取り消し、1人の訴えを却下する判決を言い渡しました。

2014年に同地裁に提訴した裁判は、この間11人の原告が亡くなっていきます。裁判所に「勝訴」保護費引下げの違法性認められるの2枚の幕が掲げられると、秋晴れの中、待ち受けていた原告や多くの支援者らが拍手し、「やったー」と喜びの声を上げました。

判決は、デフレ調整として食費や光熱水費など生活扶助の基準を4・78%引き下げるという厚生労働大臣の判断を「裁量権の範囲を逸脱、乱用したものであり、生活保護法3

条、8条2項に違反して違法である」としています。

判決後の報告集会で、裁判をたたかってきた原告らに、駆け付けた支援者らは大きな拍手を送りともに勝訴を歓迎。津村健太郎弁護団長は控訴されることも踏まえ「今後も一段と団結してがんばろう」と呼びかけました。

日本共産党の藤井敏子県議や広島市議団が、地裁前や報告集会に参加しました。

基準減額前に広島県生健会 全生連が声明を出したことをうけ、広島県生

活と健康を守る会連合会（大平俊之会長）と全国生活と健康を守る会連合会（全生連、吉田松雄会長）は同日、ただちに保護基準を減額前に戻すよう求める会長声明を出しました。

声明では、全国29地裁で起こされた同種訴訟で、減額処分の取り消しを求める判決は今回で12件目になると指摘しています。

昨年5月の熊本訴訟以降は11勝2敗と原告が勝ち越し、原告勝訴の流れは明確になっていると強調。国に対し、「判決を真摯（しんしん）に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し、引き下げ前の基準に戻すことを強く要求する」としていま

# 生活保護減額は違法

## 広島地裁判決 処分取り消し12件目

「しんぶん赤旗」より

### 生活扶助基準額の見直しの例

世帯類型（世帯員の年齢）	令和4年10月	令和5年10月
一人暮らしの高齢者世帯（68歳）	73,590円	73,850円
夫婦の高齢者世帯（68歳、65歳）	115,890円	118,470円
母子の2人世帯（30歳、4歳）	117,050円	117,340円
夫婦と子1人の世帯（32歳、29歳、4歳）	141,930円	148,440円

注) 上記の基準額には、各種の加算の額は含まれていません。

注) 障害者加算や母子加算、児童養育加算など、加算の額に変更はあ

利益上位20社(抜粋)	法定実効税率	実際の税負担率	大企業の法人3税負担率(%)
①トヨタ自動車	30.1	16.8	持ち株会社、金融業は除く。(連)は連結損益計算書から、それ以外は個別損益計算書から菅隆徳税理士が作成 「しんぶん赤旗」より
②日本電信電話(連)	31.5	28.8	
③三菱商事	30.6	2.3	
④ソニーグループ(連)	31.5	20.0	
⑤日立製作所	30.5	7.4	
⑥三井物産	31.0	2.0	
⑪日本郵船	28.6	0.2	
⑬日本製鉄	30.6	1.3	
20社の平均	30.4	14.0	

### 生活保護費が少なすぎます

◆左上: 2013年に引き下げられた生活保護費は違法と全国で1000人以上が原告として闘っている裁判。

昨年の熊本地裁以降は、11勝2敗で、この種の裁判では画期的です。

ちなみに、福岡県は地裁で敗訴し、いまは、高裁で闘っています。

◆左下: 北九州市内の生活保護費です。今の高物価を受けて、わずかに保護費があがりましたが、多くは据え置きでした。

この措置でさえ、2年間限定で、その後は、現在より1000円以上引き下げられることとなります。

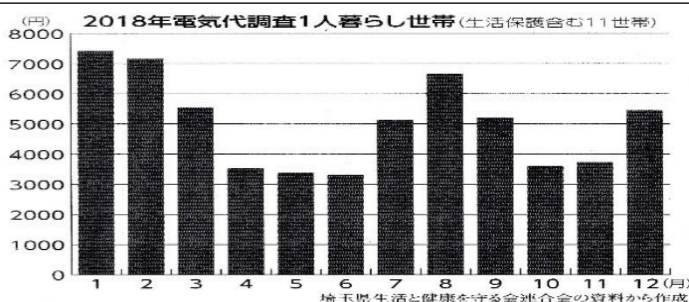
◆右棒グラフ: 埼玉県の生健会が調査した月ごとの電気代の推移です。冬場は暖房などで、電気代がかさみますが、夏場も、扇風機やエアコンなどで電気代はかさみます。しかし、何の対策もありません。

全生連（全国生活と健康を守る会連合会）は、生活保護費に、「夏季加算」を付けることを求めています。

### ↑ 大企業には減税、庶民は物価高

驚きました。表向きは30%前後でも実際の税率は、法人税減税や優遇税制で大幅な減税です。

法人税は、赤字の場合は払う必要がありません。黒字の時だけに払うのが法人税です。ちなみに、多くの中小企業の法人税率は23.2%です。



### 報道されている減税・給付(案)

総人口	単位:万人	減税・給付	減税・給付
約1億3000万人	9000	① 所得税・住民税課税(所得制限要の声も)	減税検討 4万円減税/人
	900	③ ①②以外	低所得者 -
	内500	④ 所得税非課税・住民税課税	減税・給付 10万円給付/世帯
	内400	⑤ 所得税・住民税課税で納税額4万円未満	付検討 差額給付/世帯
3100	② 住民税非課税	給付検討 7万円給付/世帯	